

平成二十三年四月一日における号給の調整に関する規則

平成23年 3月29日
規則 第 2 号

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第一条 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年群馬県市町村会館管理組合条例第四号。次条において「改正条例」という。）附則第四条第一項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十二年一月一日（以下「調整対象昇給日」という。）における群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成十六年群馬県市町村会館管理組合条例第一号）第六条第三項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成二十三年四月一日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に職員給料表の適用を異にする異動又は職員給料表の適用を異にしない群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成十六年群馬県市町村会館管理組合規則第二号。以下「初任給等規則」という。）別表第六に定める職員給料表初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員を除く。）

二 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が初任給等規則第二十五条第六項の規定による昇給の号給数（以下この号において「期間割昇給号給数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号給数と、群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年群馬県市町村会館管理組合規則第五号。以下「平成十八年改正初任給等規則」という。）附則第七項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの（次号及び次条第三号イにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に給料表異動等をした職員を除く。）

三 特定期間に給料表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次条第三号イ及びロにおいて同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

四 前各号に掲げる職員に相当するものとして管理者が定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第二条 改正条例附則第四条第一項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、調整対象昇給日に群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第六条第三項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

一 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、平成十八年改正初任給等規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年十一月一日（同項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等

をした職員並びに次号及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給等規則第十六条各号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち管理者の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）

三 調整対象昇給日前に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第十条第一項の規定により任命権者の要請に応じて退職し引き続き同項に定める特定法人の役職員になった職員であって、特定期間に同項の規定により当該特定法人の役職員としての在職に引き続き職員として採用された者のうち管理者の定めるもの（職員として採用された日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）

四 特定期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者、当該期間に人事交流等により新たに職員となった者又は当該期間に公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用されたことにより新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び管理者の定める職員を除く。）

ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者及び公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用されたことにより新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、平成十八年改正初任給等規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年十一月一日（同項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日）前となる職員

五 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和二十五法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、公益的法人等派遣法第二条第一項の規定により派遣されていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間又は休暇のため引き続いて勤務していなかった期間がある職員であって、平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、管理者の定める職員

六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める職員

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（群馬県市町村会館管理組合職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第二条 群馬県市町村会館管理組合職員の給与の支給に関する規則（平成16年群馬県市町村会館管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第四項若しくは第九項」を「第四項、第九項又は群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年群馬県市町村会館管理組合条例第4号。次号において「平成二十二年改正給与条例」という。）附則第四条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項」に改める。

（平成十八年改正初任給等規則の一部改正）

第三条 平成十八年改正初任給等規則の一部を次のように改正する。

附則第五項中「行政職給料表」を「職員給料表」に、「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成二十二年一月一日まで」の次に「（平成二十三年四月一日以後に新たに職員となり、同日において四十三歳に満たない者にあつては、平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで）」を加える。